



十 十 十 十  
六 五 四 三

十一

—

払込場所 償還期限

第二期以降の利子

初期和子

平成四十年四月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成三十年四月十六日

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子に相当する金額 ×  $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$  + その直前の利子に相当する金額 × われた利子に相当する金額 ×  $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$  )

十八

## 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人  
向け国債を有する者（相続税法  
（昭和二十五年法律第七十三号）  
第二十一条の四第一項に規定す  
る特定障害者扶養信託契約の受  
益者及び所得税法等の一部を改  
正する法律（平成二十五年法律  
第五号）第三条の規定による改  
正前の相続税法第二十一条の四  
第一項に規定する特別障害者扶



十九

払元  
場利  
所金  
支

日本  
銀行